

令和8年度太子町健診等業務委託契約書（案）

太子町（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第1条 発注者は、次の健診等業務（以下「業務委託」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

令和8年度太子町健診等業務委託

（実施方法）

第2条 業務委託の実施方法は、別添1から別添2の仕様書によるものとする。

（委託料）

第3条 発注者は、次の業務委託に要する費用として、別添1及び別添2の仕様書に定める方法により支払うものとする。

（1）特定健診：国民健康保険被保険者

（問診、身長・体重測定、B M I、腹囲測定、医師診察、血圧測定、血液検査（中性脂肪、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、GOT、GPT、 γ -GTP、空腹時血糖、HbA1c、血清クレアチニン、尿酸、eGFR、尿検査（糖、蛋白）） 受診者1人当たり 円

（2）基本健診：生活保護受給者

（問診、身長・体重測定、B M I、腹囲測定、医師診察、血圧測定、血液検査（中性脂肪、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、GOT、GPT、 γ -GTP、空腹時血糖、HbA1c、尿検査（糖、蛋白）） 受診者1人当たり 円

（3）貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）

受診者1人当たり 円

（4）心電図検査（安静時12誘導）

受診者1人当たり 円

（5）眼底検査（両眼）

受診者1人当たり 円

（6）追加健診（総コレステロール、白血球数、尿検査（潜血））

受診者1人当たり 円

（7）血液検査（血清アルブミン）

受診者1人当たり 円

（8）血液検査（血清クレアチニン・eGFR・尿酸）

受診者1人当たり 円

（9）肺がん検診（胸部X線直接撮影）

受診者1人当たり 円

（10）肺がん検診（喀痰細胞診）

受診者1人当たり 円

（11）大腸がん検診（便潜血反応2回法）

受診者1人当たり 円

（12）胃がん検診（胃部X線撮影(100m/m)7方向）

受診者1人当たり 円

（13）乳がん検診（問診、マンモグラフィ検査1方向）

受診者1人当たり 円

（14）乳がん検診（問診、マンモグラフィ検査2方向）

受診者1人当たり 円

（15）子宮頸がん検診（問診、細胞診）

受診者1人当たり 円

円

（16）肝炎検査（HCV抗体検査）

受診者1人当たり 円

（17）肝炎検査（HCV核酸増幅検査）

受診者1人当たり 円

（18）肝炎検査（HBs抗原検査）

受診者1人当たり 円

2 別添2の仕様書に定める業務に要する費用は、次のとおりとする。

（1）問診、身長・体重測定、B M I、腹囲測定、医師診察、血圧測定、血液検査、心電図検査、尿検査、視力検査、聴力検査

受診者1人当たり 円

（2）胸部X線撮影

受診者1人当たり 円

（3）ストレスチェック

受診者1人当たり 円

(4) ストレスチェック職場評価 受診者 1 職場あたり 円

3 前2項の委託料には消費税及び地方消費税を含まないものとする。

(請求・支払)

第4条 受注者は、委託料を請求しようとするときは、業務委託完了後、その内容が適当であると認められたときは、履行期限までに発注者に委託料の請求を行うものとする。

2 発注者は、前項の請求を受理したときは、請求を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

第5条 受注者は、定期健康診断等に従事するに必要な資格・免許を有する担当者（以下「担当者」という。）を指揮監督し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省第157号）、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）、その他関係法令を遵守し、定期健康診断等の実施に全ての責任を負うものとする。

(契約保証金)

第6条 乙は、契約保証金として、委託料の100分の10を発注者へ納付するものとする。

ただし、太子町財務規則（平成元年規則第1号）134条第3項の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する。

(権利義務譲渡の禁止)

第7条 乙は、委託契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、または継承してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

2 乙は、委託契約の履行の全部または一部を第三者に委託もしくは請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(事故対策)

第8条 受注者は、業務委託の実施にあたり、事故又は紛争が生じた場合は、すみやかに発注者に連絡するものとする。

2 業務委託の実施にあたり、受注者の故意又は過失により発生した損害は、受注者の負担とする。

(秘密の保持)

第9条 受注者又は受注者が使用している者は、業務委託の実施にあたり知り得た秘密を、他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第10条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(再委託禁止)

第11条 受注者は、業務委託の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、発注者の承認がある場合はこの限りでない。

(解除)

第12条 発注者又は受注者が、この契約を解除しようとするときは、この健診に支障をきたさないだけの猶予期間をもって事前に意思表示をしなければならない。

2 受注者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、発注者はこの契約を催告なしに解除できるものとする。

- (1) この契約に違反し、契約の目的が達成されないと発注者が判断したとき。
- (2) この契約にもとづく発注者の指示に従わなかつたとき。
- (3) この契約の債務の履行ができない事柄が生じたとき。

(契約不適合責任)

第13条 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又

は代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
(電子契約)

第14条 この契約が、契約内容を記録した電磁的記録により作成した場合において、この契約に施された電子署名に付与されたタイムスタンプの時刻情報が頭書記載の締結の日以後のときにあっても同日に遡って効力を生ずるものとし、また、当該時刻情報が同日前のときにあっても同日から効力を生ずるものとする。

(契約期間)

第15条 この契約の期間は、令和8年 月 日から令和9年3月31日までとする。

(協議事項)

第16条 この契約に、疑義が生じたとき又は定めのない事項については、発注者受注者協議のうえ、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上各1通を保有する。

(※電子契約の場合は「本契約の証として、この電磁的記録を作成し、双方電子署名の上、各自この電磁的記録を保有する。」とする。)

令和 年 月 日

発注者 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地
太子町
太子町長 田 中 祐 二

受注者